

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままだ  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## 「相続」で困ったら、まずは司法書士へ！！

相談員をしていると「 が亡くなったんだけど、何から始めればよいのか？」というご相談をよくお受けします。

「相続」という非日常のできごとに直面し、何をすればよいのかも分からないまま不安な毎日をご過ごすケースは、実は少なくないようです。

そこでこんな時、まずはお近くの司法書士事務所を訪ねてみることをお勧めします！

相続は、司法書士が最も得意とする分野のひとつです。不動産だけでなく、預貯金や有価証券、車両等の名義変更についてもアドバイスできますし、税務や年金等の手続が必要な場合には、税理士や社会保険労務士等の専門家をご紹介します。

みなさんの身近にいる司法書士を、ぜひご活用ください！！

スムーズに手続を進めるため、相続のご相談の際には、以下のような資料を持参するとよいでしょう。

### 亡くなられた方の「出生から死亡までの戸籍謄本」

- 本籍地の役場で「●●の相続手続をするので出生時からの戸籍がすべて欲しい」とお伝えください（本籍に移動がある時は司法書士にお尋ねください）。

### 亡くなられた方の「戸籍の付票の謄本」

- ①と同じ役場で請求できます。「戸籍の付票」には、複数回にわたって住所移転がある場合、過去の住所の履歴が表示されます（「除票」の代わりにもなります）。

### 相続権のある方（配偶者・子ども）全員の

### 「戸籍抄本」「住民票」「印鑑証明書」

- お子さんがいない場合、相続権は親御さんにあります。親御さんも他界されている場合はご兄弟（ご兄弟が他界されている場合は、甥御さん姪御さんも）となります。

### 「固定資産評価証明書」

- 漏れのない相続手続をするため、窓口で「●●名義のすべての不動産について必要」とお伝えください。

### 預貯金の「残高証明書」

- 金融機関の口座が凍結されている場合、不動産の遺産分割協議書を作成するのに合わせて、預貯金も明記しておくのが便利です。「残高証明書」の発行を受けるためには、「除籍謄本」( )と、残高証明書の発行を請求する相続人の「戸籍抄本」( )を提示する必要がありますので、事前に用意しておきましょう。

## 何からはじめる？ 初めての相続

父が先月、亡くなりました。相続人は母、私、姉の3人です。父には土地や家の他に預貯金などの財産があります。

相続手続きの順序を教えてください。

### 遺言はありますか？

遺言が残されている場合には、相続が開始すると遺言の内容どおりに遺産が承継されます。

一般的に利用される遺言は自筆証書遺言及び公正証書遺言で、このうち公正証書遺言は公証役場でその有無を検索することができます。自筆証書遺言が発見された場合には家庭裁判所で検認を受

ける必要があります。

### 相続人を確定しましょう

誰が相続人になるかは民法で定められています。相続人は3人だけとのことですが、今後の手続きにおいて、他に相続権のある方がいないことを確定させるために、戸籍謄本等の取り寄せが必要です。

### 相続財産を調べましょう

相続財産には、土地や家、預貯金、株式、自動車などのプラスの遺産だけでなく、住宅ローンや保証債務などのマイナスの遺産も含まれます。

仮に、マイナスの遺産がプラスの遺産を上回る場合は、限定承認や相続放棄の手続きを検討する必要もあ

りますが、これらの手続きには期間の制限がありますので、ご注意ください。

### 話し合いをしましょう

遺言がない場合、相続人全員で具体的な遺産の分割方法を話し合う必要があります。民法では法定相続分が定められていますが、これにとらわれず、相続人全員の合意により自由に配分することができます。

その結果を、遺産分割協議書という書面に残し、その書面を使って不動産の名義変更や預貯金の解約をすることができます。

仮に話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することもできます。

司法書士は、あなたの悩みに寄り添って解決できる法律家でありたいと願っています。相続についてお悩みの方、お気軽にご相談ください。

# 相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成24年6月分

## 寄せられた相談から「相続人が行方不明」

相談内容(複数回答あり)	件数
貸金	16
売買代金	3
請負代金	5
売掛金	1
不動産明渡	7
登記請求	2
敷金	7
賃料	6
労働紛争	8
交通事故	3
その他損害賠償	15
相隣関係	7
境界	1
執行手続	3
その他	43
<b>一般民事計</b>	<b>127</b>
法定後見	23
任意後見	4
未成年後見	0
相続紛争	21
離婚	10
養育費請求	1
親子関係	3
その他	19
<b>成年後見・家事事件計</b>	<b>81</b>
相続	41
贈与	9
売買	9
担保権	4
商業法人全般	5
供託	0
その他	16
<b>登記・供託計</b>	<b>84</b>
契約トラブル	4
<b>契約トラブル計</b>	<b>4</b>
返済が苦しい	3
自己破産	4
返済条件を緩和	1
取立が厳しい	0
訴訟を起こされている	1
給料等の差押を受けている	1
親族の借金	5
保証債務の履行	0
ヤミ金融	0
おまとめローンで借金を一本化	0
その他	17
<b>クレサラ計</b>	<b>32</b>
その他	13
	13
<b>合計</b>	<b>341</b>

相談センターには、「親族が死亡し、これから相続手続きを進めなければならないのに、相続人の一人が行方不明になっている」という内容の相談がしばしば寄せられます。

行方不明者の財産が放置されることは、ご家族が困惑するだけではなく、利害関係を有する第三者にも影響を与えることとなります。

そこで、民法は、従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない者を「不在者」と呼び、利害関係人等の請求により、家庭裁判所が不在者の財産管理について必

要な処分を命ずることができると定めています。

遺産分割協議などの相続手続きを進められない相続人には利害関係がありますから、不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てることができます。

選任された不在者財産管理人の権限は、原則として、財産の保存及び性質を変えない範囲での利用・改良に限られますので、自由に遺産分割協議を行うことができるわけではありません。この場合、不在者財産管理人は、家庭裁判所に対して遺産分割協議案を示し、遺産分割協議を行うた

めの許可を求めることができます。家庭裁判所は、不在者の権利・利益の侵害がないか審査をして許可の審判をすることになります。

司法統計によれば、不在者の財産の管理に関する処分は毎年9,000件程度の申立てがあり、比較的よく利用される手続きです。

なお、行方不明の期間が7年以上に亘る場合、失踪宣告の申立てをすることにより、法律上の死亡とみなされます。

司法書士は、これらの申立書作成や、不在者財産管理業務を行っています。

## 時のことば

司法統計によると、平成22年中に成立した遺産分割調停7987件のうち、相続財産の価額別件数は次のとおりであったということです。

1000万円以下 2469件  
5000万円以下 3465件  
1億円以下 1060件  
5億円以下 590件  
5億円超 51件  
不明 352件

つまり、調停に持ち込まれているケースは、件数としては、相続税がかからないようなケースの方が圧倒的に多いのです。必ずしも相続財産が多いから紛争になっているわけではないのです。

また、この内容を遺産内容

## ～争続～

別にみると次のとおりです。

不動産及び動産・預金等

6889件

動産・預金等 1098件

このように、86%のケースで不動産が相続財産に入っています。

そうすると、相続紛争の多くは、財産が5000万円以下で、その内容は不動産と預貯金等ということになりそうです。そうしますと、実質的には、自宅と預貯金が相続財産という、ごく一般的な家庭が相続で揉めてしまう典型例であると推測できそうです。

では、なぜそのような相続財産の内容で揉めてしまうのかを考えてみますと、事実上分割できない自宅について、

家を継ぐ者は当然に自宅の権利を主張する一方で、家を継がない者は自宅の価値を含めた財産総額のうち自らの法定相続分の分配を要求するという構図があるのではないのでしょうか。

実は、成立した遺産分割調停の内容を見ますと、3分の2程度が代償分割(主な財産を取得する者が他の相続人に代償金を支払うという方法)をしています。

このような数字を見ると、紛争となる前に、遺産分割の話合いをするに際しては、自宅を継ぐ者は場合によっては代償金の支払いを考慮するなど、柔軟な姿勢が必要となるでしょう。

## 「8月3日」は何の日？

毎年「8月3日」は「司法書士の日」です！

かつて司法書士は、「司法代書人」と呼ばれていたのをご存じですか？

今から140年前の明治5年8月3日、司法書士の前身である司法代書人制度を定めた「司法職務定制」が制定されたことにちなんで、この日を「司法書士の日」と定めているのです。

今年の8月3日は、司法書士の日を記念して、県内すべての司法書士事務所において無料相談会を実施することとなりました！

登記、裁判所提出書類の作成、140万円以下の民事紛争、成年後見制度等、司法書士業務に関することであれば分野を問いません。

ぜひこの機会に、日頃抱えている法的なお悩みを解決するため、お気軽に司法書士をご活用ください！！

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です！！